

小山市立小山第三中学校  
いじめ防止基本方針

令和7年4月

小山市立小山第三中学校

# 小山市立小山第三中学校いじめ防止基本方針

(目次)

はじめに	(ページ)
1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・	1
(1) いじめの防止等に関する基本理念	
(2) いじめの定義	
(3) いじめの理解	
(4) いじめの防止等に関する基本的な考え方	
①いじめの防止	
②いじめの早期発見	
③いじめへの対処	
④家庭や地域との連携	
⑤関係機関との連携	
2 いじめの防止等のための本校の取組・・・・・・・・・・	4
(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置	
(2) 学校が取り組む主な施策	
①いじめの未然防止	
②いじめの早期発見	
③いじめの解消	
④教職員の意識の高揚と資質の向上	
⑤いじめに対する措置	
3 重大事態への対処・・・・・・・・・・	7
(1) 重大事態の発生と報告	
①重大事態の意味	
②重大事態の報告	
(2) 重大事態の調査	
①調査の趣旨及び調査主体	
②調査を行うための組織	
③事実関係を明確にするための調査の実施	
(3) 調査結果の提供及び報告	
①調査結果の提供	
②調査結果の報告	
4 取組の評価・検証・・・・・・・・・・	10
別紙1 いじめ防止に関する年間指導計画	
別紙2 いじめ対策アクションプラン	

# 小山市立小山第三中学校いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

こうしたことを重く受け止め、いじめを未然に防止し、早期に発見し、平時から適切に解決に導いていける学校の指導體制を一層強化するとともに、学校のみならず保護者や地域社会、関係機関等が一体となって、いじめの問題に対処できる体制づくりを推進していく。

小山市では、平成24年度にいじめ問題対策検討委員会が立ち上がり、9月には「いじめのない学校づくりに向けた提言」を發した。本校では、その提言を基に、指導體制や教育活動の再確認を行い、「いじめ対策アクションプラン」（別紙2）を作成した。アクションプランを基に、教職員の資質向上や教育活動の充実等を図り、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に向けて取り組んできた。そして、教職員によるいじめに特化した研修、生徒会による「いじめゼロ強調集会」の開催により、いじめ問題への包括的、総合的な取組を行っている。また、「いじめ防止に関する年間指導計画」（別紙1）により、教育活動全般において、いじめ防止に向けた取組を実践している。

さらに、保護者や地域にアクションプランを公表し、学校と家庭、地域が連携を図りながら、生徒一人一人にいじめをしない、させない、許さない心や態度を育ていけるよう、アクションプランを確実に実施する。

## 1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が学校の内外を問わず、安心して生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにすることである。

この基本理念の下、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、教育委員会、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服を目指して行うものである。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（SNSを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条 以下「法」という）

具体的ないじめの主な態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - ・ 身体や動作について不快なことを言われる。
  - ・ 存在を否定される。
  - ・ 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
  - ・ 遊びやチームに入れない。
  - ・ 席を離される。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
  - ・ 身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする。
  - ・ 殴られる、蹴られるが繰り返される。
  - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ・ 脅され、お金等を取られる。
  - ・ 靴に画鋸やガム等を入れられる。
  - ・ 写真や鞄、靴等を傷つけられる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ・ 万引きや恐喝を強要される。
  - ・ 大勢の前で衣服を脱がされる。
  - ・ 教師や大人に対して暴言を吐かせられる。
- SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
  - ・ 恥ずかしい情報を載せられる。
  - ・ 無断で写真等が記載される。
  - ・ いたずらや脅迫めいた内容が送られる。
  - ・ グループから故意に外される。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

なお、いじめに当たると判断した場合でも、その行為の全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する。

### (3) いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりな

がら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの被害・加害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

#### (4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

##### ① いじめの未然防止

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめの問題の克服のためには、平時から全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点からの指導が重要である。全ての生徒を、いじめを許さない、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

そのため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むことに加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進めることが未然防止の観点からも必要である。

さらに、いじめの問題への取組の重要性について地域全体に認識を広め、学校や教育委員会、家庭、地域が一体となって取組を推進する。

##### ② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

### ③ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会、**警察**への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要になる。

このため、教職員は**平時から**、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備する。

### ④ 家庭や地域との連携

「地域とともにある学校づくり」を進める中で、一層社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域住民との連携・協力が必要である。そして、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるような体制を構築する。

### ⑤ 関係機関との連携

教育委員会との連携の下、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察や児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関などと適切な連携を図る。そのためには、**平時から**、教育委員会を含め、関係機関の担当者との間の情報共有体制を構築しておく。

## 2 いじめの防止等のための本校の取組

### (1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる「いじめ防止対策委員会」を置く。

本委員会は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年主任、各学年生徒指導係、養護教諭、日本語教室担当、特別支援教育CO、教育相談CO、スクールカウンセラー、**スクールソーシャルワーカー**で構成する。

本委員会では、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって以下の中核的な役割を担う。

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等、対応を組織的に実施するための中核としての役割

## (2) 学校が取り組む主な施策

- ・「いじめ防止に関する年間指導計画」(別紙1)
- ・「いじめ対策アクションプラン」(別紙2)

### ① いじめの未然防止

- ア 学業指導の充実により、いじめを許さない、居がいのある学級づくりに努める。
- イ 生徒会でのあいさつ運動により、明るい人間関係を構築し、いじめを許さない雰囲気高める。
- ウ 「いじめゼロ強調集会」の開催により、おやまっ子いじめゼロ宣言の復唱等を行い、いじめをしない、させないという強い気持ち、「自らの力でよりよい学校を作る」という意識を高揚させる。
- エ いじめゼロスローガン・いじめゼロ標語の作成、掲示により、生徒たちのいじめ問題への意識を高め、自ら正しく判断し、責任をもって行動する力を育成する。
- オ 「生命尊重・人権尊重の教育」を基盤に据えた道徳教育及び体験活動等の充実により、生徒に豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- カ 「情報モラル教室」の開催により、SNS等の利用に正しい利用の仕方や危険性について理解を深め、ネットいじめの未然防止に努める。
- キ 小中での情報交換の充実、小中一貫した児童生徒指導の構築を図ることで、未然防止に役立てる。

### ② いじめの早期発見

- ア 国からのいじめの重大事事態の調査に関するガイドラインチェックリスト」を活用し、いじめの初期対応における組織的な取組の徹底を図る。
- イ 教職員による教育相談の充実、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員の有効活用、また、「相談箱」の設置など、相談体制を整備し、早期発見に繋げる。
- ウ いじめアンケートの実施や個人面談等を通して情報等を収集し、いじめの実態把握、早期発見を図る。
- エ 家庭との連携を図ることで、いじめの早期発見に努める。また、県や市が設置している各種相談窓口を保護者に周知する。

### ③ いじめの解消

- ア いじめ防止対策委員会を中核とし、教職員の対応・役割分担、いじめ調査、保護者への対応など、組織的にスピード感のある対応を行う。
- イ いじめを受けた生徒に、本人の安心感を与えるための指導、手立てを適切に行い、保護者への丁寧な説明・対応に心がける。
- ウ いじめを行った生徒に、行ったことの重大さを理解させ、謝罪等の気持ちが行動に表れるよう支援し、保護者に対しても丁寧な説明と、事後の指導へ

の協力をお願いする。

エ 傍観者になった生徒にも、学級活動での話し合い活動や、アンケートの実施により、自分の問題としてとらえさせ、再発防止に努める。

オ 学校のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員等の活用、必要に応じて、市教委、警察など外部機関との連携により、いじめの解消に努める。

#### ④ 教職員の意識の高揚と資質の向上

ア いじめに特化した研修の充実、「報告」「連絡」「相談」「確認」「報告」の徹底により、教職員の意識の高揚を図る。

イ 学級経営・部活動経営における目的・目標の明確化、生徒一人一人を大切にした指導により、生徒との信頼関係の構築に努める。

ウ 真の生徒理解に基づく協働意識、情報交換の充実により、保護者との信頼関係の構築に努める。

エ 地域活動への参加など、地域との繋がりを大切にし、地域と教職員の意思疎通を図ることで、いじめへの対応に役立てる。

オ 外部機関についての知識、役割、協力体制について理解することで、いじめへの対応に役立てる。

#### ⑤ いじめに対する措置

「いじめ防止対策委員会」により、「いじめ」の行為の内容を分析し、下記を参考に「誰が何をするか、関係機関とどう連携するか」等の役割分担をして対応する。

##### ○言葉によるからかい（レベル1）

担任や学年主任（学年職員）で対応し解決を図る。保護者へ連絡をする。

##### ○仲間はずれ、悪口・陰口（レベル2）

担任・学年主任（学年職員）で対応し、生徒指導主事も交えて解決を図る。保護者へ連絡をする。内容によっては保護者も交えて指導する。

##### ○軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く・蹴る（レベル3）

担任・学年主任（学年職員）で対応し、生徒指導主事や管理職が入り、保護者も交えて指導する。

##### ○暴言や誹謗中傷行為（「死ぬ」等の書き込み）、脅迫行為や強要行為（レベル4）

生徒指導主事もしくは管理職が、警察・児童相談所等の関係機関と連携して計画的に指導する。保護者へ強く働きかける。

##### ○重い暴力や傷害行為、悪質な脅迫、強要や恐喝（レベル5）

教育委員会に報告・相談し、警察へ相談や通報を検討する。出席停止の措置をとる場合、関係機関と連携して該当生徒に対して必要な指導を組織的に行う。

### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の発生と報告

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事

態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

## ① 重大事態の定義

重大となる案件については、法第28条第1項に記載されており、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が、当該児童生徒に対して行われるいじめにあること、また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目し、例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等のケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

なお、いじめを受けた生徒やその保護者からの申し立てがあったときは、報告・調査等を行うと共に、心のケアや適切な支援を行う。

## ② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて、市長へ事態発生について報告する。

## (2) 重大事態の調査

### ① 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、教育委員会の支援を求め、調査を実施する。この際、因果関係の特定を急がずに、客観的な事実関係を速やかに調査する。

その際、学校に対して必要な指導又は、人的措置を含めた適切な支援を求める。

### ② 調査を行うための組織

該当事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設けるものとする。

また、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な人物を加えて「学校いじめ調査委員会」を設置し、調査を実施する。

### ③ 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生を防止するために行う。

#### ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問票調査や聴き取り調査などを行う。この際、事前にいじめられた生徒・保護者に十分な説明を行い、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

#### イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問票調査や聴き取り調査などを行う。

#### ウ 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- 調査を行う組織については、教育委員会の指導・助言の下、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学等からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 調査を行う場合においては、教育委員会の情報の提供及び必要な指導及び支援を得る。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にすよう報道関係者に求める。

#### エ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会の指導・助言の下、義務教育段階の生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた生徒の就学校の指定変更、区域外就学等、いじめられた生徒の支援のため弾力的な対応を検討する。

### (3) 調査結果の提供及び報告

#### ① 調査結果の提供

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならず、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

質問票調査を実施する場合、それによって得られた結果を、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置に留意する。

また、調査を行う場合においては、教育委員会の、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を得たうえで行う。

#### ② 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会を通じて市長に報告する。上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会を通し、市長に送付する。

### 4 取組の評価・検証

学校は、いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告するとともに、次年度の計画作成に生かす。